



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 432 全国自治宝くじ事務協議会への静岡市の加入 (財政課)
- 433 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課)
- 434 字の区域の変更 (市町村課)
- 435 第9次鳥獣保護事業計画の変更 (環境生活総務課)
- 436 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 437 生活保護法による介護機関の指定( " )
- 438 生活保護法による指定医療機関の変更 ( " )
- 439 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課)
- 440 救急病院の認定 (医務課)
- 441 土地改良事業の工事の完了 (農村計画課)
- 442 保安林子定森林 (森林整備課)
- 443 外海を根拠地とする小型機船底引き網漁業の許可又は起業の認可 (資源管理課)
- 444 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 445 都市公園の設置 (住宅環境課)
- 446 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第29条第1項及び第37条の規定に基づく制限区域の設定 (管理整備課)
- 447 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第33条第1項及び第41条第1項の規定に基づく制限区域の設定 ( " )
- 448 和歌山県証紙売りさばき人の指定の取消し(出納室)

### ○ 公告

和歌山県における政府調達に関する協定に基づく一般競争入札に係る平成17年度建設工事の発注計画 (総合防災課)

## 告 示

### 和歌山県告示第432号

静岡市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定に基づき、その例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、

次のとおり告示する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に静岡市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「さいたま市」の次に「静岡市」を加える。

### 附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

### 和歌山県告示第433号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 特約業者の氏名又は名称  
紀伊燃料有限会社 代表取締役 藪野富也
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
有田郡湯浅町湯浅143
- 3 特約業者の指定取消年月日  
平成17年3月31日

### 和歌山県告示第434号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、日置川町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大字日置字中田に編入する区域

大字	字	地 番
日置	中津川	981-81、981-82、981-83

地番については、平成15年9月16日現在の地番である。

- 2 大字日置字中津川に編入する区域

大字	字	地 番
日置	中田	982-41

地番については、平成15年9月16日現在の地番である。

和歌山県告示第435号

第9次鳥獣保護事業計画(改定版)を別添のとおり変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第4条第4項の規定により公表する。

なお、別添は省略し、和歌山県環境生活部環境生活総務課及び各振興局に備え付けて縦覧に供する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第436号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
中紀河南タクシー株式会社	御坊市塩屋町北塩屋1400-6	かいてきケアステーション	御坊市蘭350-28	訪問介護	平成14.7.14

和歌山県告示第437号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、

次のとおり告示する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
中紀河南タクシー株式会社	御坊市塩屋町北塩屋1400-6	かいてきケアステーション	御坊市塩屋町北塩屋1400-6	訪問介護	平成14.7.15
有限会社ダンドリオン	那賀郡岩出町溝川274-1 パルネット岩出103	訪問介護サービスたんぼぼ	那賀郡岩出町溝川274-1 パルネット岩出103	訪問介護	平成17.3.1

和歌山県告示第438号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関の変更について届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	変更事項(名称)		変更事項(所在地)		変更年月日
	旧	新	旧	新	

有市医 12-35	吉岡産婦 人科医院	吉岡医院	有田市箕 島字福島	有田市箕 島656-7	平成 17.1.1
--------------	--------------	------	--------------	----------------	--------------

和歌山県告示第439号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第1項に基づき公示する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
300002 00198145	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町2456-1	木村良樹	由良にこにこホーム	日高郡由良町吹井80-5	知的障害者地域生活援助事業	平成17.4.1
300002 00199143	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町2456-1	木村良樹	第2にこにこホーム	有田郡湯浅町湯浅537	知的障害者地域生活援助事業	平成17.4.1
300002 00200149	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町2456-1	木村良樹	ゆうなぎの家	東牟婁郡那智勝浦町天満1416-2	知的障害者地域生活援助事業	平成17.4.1
300002 00201147	社会福祉法人山水会	那賀郡粉河町粉河4168	水木佳宣	ゆうゆうホーム	那賀郡粉河町粉河214-4	知的障害者地域生活援助事業	平成17.4.1

和歌山県告示第440号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条

第1項の規定に基づき、救急病院を次のとおり認定した。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

名 称	所 在 地	有効期限
国保直営串本病院	西牟婁郡串本町串本2175番地の1	平成20.3.22

和歌山県告示第441号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 事業名 粉河町営土地改良事業(土地改良総合整備事業芝山地区)
- 2 同意年月日 平成10年6月12日
- 3 事業主体 粉河町
- 4 工事を完了した時期 平成16年3月31日

和歌山県告示第442号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡清水町大字清水字奥休場1565から1568まで、字桑木畑1569から1572まで、1574の1、1574の2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字奥休場1565・1568(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに清水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第443号

和歌山県漁業調整規則(昭和40年和歌山県規則第15号)第

25条第3項の規定により船舶の隻数の最高限度を知事が定められたものとみなされた定数に係る外海(瀬戸内海以外の海域をいう。)を根拠地とする小型機船底引き網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間は、平成17年4月5日から平成17年4月14日までとする。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第444号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	指 定 位 置	申 請 者 住 氏 所 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2811	橋本市市脇4丁目271番1の一部	橋本市東家5丁目4番1号丸石木材住宅株式会社代表取締役石田雅彦	平成17.3.24	5.00	48.00

和歌山県告示第445号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定により、都市公園を次のように設置したので、公告する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

都 市 公 園 の 名 称	位 置	区 域	供 用 開 始 の 期 日
河西緩衝緑地 東松江緑地	和歌山市松江東一丁目並びに松江字松林寺、字東浜、字東樋ノ口、字北鶴ノ島、字東山、字南砂ノ口、字北砂ノ口、字千本免及び字安左エ門開キ	別添図面のとおりに	平成17.4.1

(「別添図面」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部都市住宅局住宅環境課に備え置いて40日間縦覧に供する。)

和歌山県告示第446号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成16年法律第31号)第29条第1項及び第37条の規定に基づき、重要国際埠頭施設及び特定港湾管理者が管理する国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域を次のように設定する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 重要国際埠頭施設の保安の確保のために必要な制限区域

港湾名	地区名	制限区域
和歌山下津港	和歌山北港区	北港沖第1岸壁及び障壁で囲まれた陸域
	和歌山本港区	薬種畑棧橋及び障壁で囲まれた陸域
		中埠頭第1、2岸壁及び障壁で囲まれた陸域
		中埠頭第4岸壁及び障壁で囲まれた陸域
		西浜第3岸壁及び障壁で囲まれた陸域
		西浜第5岸壁及び障壁で囲まれた陸域

2 国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域

港湾名	地区名	制限区域
和歌山下津港	和歌山北港区	北港沖第1岸壁前面から60メートルの水域
		住友金属工業B岸壁前面から80メートルの水域
		住友金属工業C岸壁前面から80メートルの水域
		住友金属工業1内港西岸壁前面から45メートルの水域
		住友金属工業1内港南岸壁前面から45メートルの水域
		住友金属工業D岸壁前面から80メートルの水域
		住友金属工業E岸壁前面から80メートルの水域
		住友金属工業F岸壁前面から60メートルの水域
		住友金属工業2内港北岸壁前面から45メートルの水域
		住友金属工業2内港東岸壁前面から43メートルの水域
	和歌山本港区	薬種畑棧橋基部中央から北側77メートル南側77メートルの護岸前面60メートルの水域
		中埠頭第1、2岸壁前面から60メートルの水域及び中埠頭第1取付護岸前面から78メートルの水域
		中埠頭第4岸壁前面から60メートルの水域
		西浜第3岸壁前面から60メートルの水域
		西浜第5岸壁前面から60メートルの水域
	和歌浦・海南港区	住友金属工業海南C岸壁前面から60メートルの水域
		住友金属工業海南D岸壁前面から60メートルの水域
		和歌山石油精製第6A棧橋前面から50メートルの水域
		和歌山石油精製第7棧橋前面から50メートルの水域
	下津港区	コスモ石油ルブリカント第1棧橋前面から50メートルの水域
	有田港区	東燃ゼネラル石油O-1棧橋ゲート内及びオイルフェンスから30メートル以内の水域
		東燃ゼネラル石油E-1棧橋歩廊及び最大船型の幅員の30メートル以内の水域
		東燃ゼネラル石油E-2棧橋歩廊及び最大船型の幅員の30メートル以内の水域
		東燃ゼネラル石油M-1棧橋歩廊及び最大船型の幅員の30メートル以内の水域
		東燃ゼネラル石油W-2棧橋歩廊及び最大船型の幅員の30メートル以内の水域
		東燃ゼネラル石油W-3棧橋歩廊及び最大船型の幅員の30メートル以内の水域
		東燃ゼネラル石油W-6棧橋ゲート内及び最大船型の幅員の30メートル以内の水域

和歌山県告示第447号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成16年法律第31号)第33条第1項及び第41条第1項の規定に基づき、重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設及び特

定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域を次のように設定する。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の保安の確保のために必要な制限区域

港湾名	地区名	制限区域
日高港	塩屋地区	塩屋第1岸壁及び障壁で囲まれた陸域

2 特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域

港湾名	地区名	制限区域
日高港	塩屋地区	塩屋第1岸壁前面から51メートルの水域

和歌山県告示第448号

和歌山県証紙規則(昭和39年和歌山県規則第29号)第10条第1項第5号の規定により、平成17年3月31日付けで次の和歌山県証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

売りさばき人	住 所	売りさばき所
本宮町長	東牟婁郡本宮町本宮219番地	本宮町役場内

公 告

公 告

和歌山県における政府調達に関する協定に基づく一般競争入札に係る平成17年度建設工事(24億3000万円以上)の発注計画は、次のとおりです。

これは現時点での予定であり、今後の事業の執行に当たっては、変更することがあります。

平成17年4月1日

和歌山県知事 木村良樹

平成17年度計画

事業名	事業箇所	事業概要	入札予定時期
和歌山県総合防災情報システム整備工事及び運用保守業務	和歌山県全域、大阪府及び三重県の一部	1 衛星系及び地上系システムによる通信網の整備ネットワーク構成 (1) 統制局 和歌山県庁(防災センター) (2) 端末局 県内市町村、県内消防本部、県出先機関、防災関係機関 (3) 移動局 防災ヘリコプター、県公用車等 2 防災情報をコンピュータで管理する防災情報システムの開発 3 整備後の運用保守業務	平成17年7月予定